議題(1)新型コロナウイルス感染症防止のための対応について

1 小中学校の対応

- (1) 感染症拡大防止のため3月2日(月)~3月24日(火)市内全小中学校を臨時休業。
- (2) 臨時休業期間中の児童生徒の状況確認について

職員が週1度は電話連絡で確認(必要に応じて家庭訪問)を行う。

※確認内容:①昼間の居場所 ②自分の体調 ③家族の体調 ④家庭学習など

(3) 健康面・生活面について

- ・ 基本的な生活習慣を確立し、不要・不急な外出はせず、感染症予防に努める。
- ・ 学校から配付された「健康観察カード」【参考資料1】等を活用し、毎日健康管理に 努める。
- ・ 異常がある場合には医療機関(長生健康福祉センター 22-5167) に相談するとともに 市教委まで連絡する。

(4) 臨時休業中の学習について

- ・ 家庭学習を基本とする。
- ・ 課題は学校で作成したものを配ったり、副教材の使用を指示したりするなど適切に示す。 [自校 HP (PDF 資料へのリンク)の活用、e ライブラリの活用など]
- ・ 課題の配付については、小学生は保護者に学校に取りに来てもらい、中学生は学校に 取りに来させてもよい。ただし、保護者に要望がある場合には個別に対応する。

(5) 学習内容を終了していない教科の対応について

- ・ 新学年の最初に補充のための授業を行い、前学年の教科書を使用し、学習内容を最後 まで終わらせる。
- ・ 小学校卒業生については、小中連携を図り、中学校入学後対応できるようにする。

(6) 通知表の配付について

- ・ 卒業生については、卒業式の日に渡す。
- ・ 在校生については、3月19日(木) \sim 24日(火)に渡し、渡し方については、上 記(4)の課題の配付と同様に考える。
- (7) ロッカーや机等に残っている私物について
 - ・ 児童生徒、保護者から回収したい希望がある場合には配慮する。
 - 特に希望がない場合は次年度まで学校に置いておいてもよい。

(8) 卒業式・入学式について

- 出席者を制限(教職員、卒業生・新入生、保護者)し、実施する。
- 実施にあたって確認すること。
 - (ア) 児童生徒、保護者において体調不良者は出席させない。
 - (イ) 出席できない家庭には、適切に対応する。
 - (ウ) 児童生徒間の距離、保護者間の距離に配慮する。
 - (エ) マスク着用の徹底、消毒の用意等行う。
 - (オ) 来賓及び教育委員会は出席しない。(告示・祝辞を書面で送るので掲示)

- (9) 修了式、離任式について
 - ・ 実施しない。 (離任者あいさつについては学校だより等で紹介する)
- (10) 部活動
 - ・ 臨時休業期間中(土・日・祝日含む)は学校内外問わず停止する。
- (11) 給食費の返金について
 - ・ 在校生は、年度内に返金ができない場合は、次年度に繰り越すことを、保護者に周知 して理解を得ておく。
 - ・ 卒業生は、卒業式の日に現金で返金または、年度内に口座振込を行う。
- (12) 臨時休業期間中の登校日について
 - ・ 登校日を設けることはしない。
- (13) 学校再開について
 - ・ 令和2年4月6日(月)より通常通り再開する。
 - ・ 感染症予防の徹底を図る。特に、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声、という「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を避けるなどの対策が必要である。
 - (ア) 手洗いや咳エチケット(マスクの着用等)の感染症対策を徹底する。
 - (イ)室内では、加湿器等を使用して、乾燥を防ぐ。
 - (ウ) 毎日、体温を測定し、体調管理を行う。
 - (エ) 発熱等、風邪の症状が見られるときは、自宅で休養する。

2 幼稚園の対応

- (1) <u>家に一人でいられない年齢や保護者の就労等により、保育の必要性がある子どもの受け</u> 皿になっていることから、通常通りに実施する。
- (2) 感染予防の徹底を図る。
 - ・ 小中学校の学校再開と同様に感染症予防策を講じる。
- (3) 卒園式・入園式について
 - ・ 小中学校と同様に参加者を制限して行う。
- 3 子どもの居場所に困っている家庭(学童等で対応できない児童)について
- (1) 市内全小学校14校(全学年)で学校にて対応する。
 - ・ 受け入れ期間 3月5日(木)~3月24日(火)の平日
 - ・ 受け入れ時間 8:00~16:30
 - ・ 預かり内容 健康状態の確認、自習
 - 持ち物 自習用具、弁当、水筒、上履き
- (2) 市内中学校6校(特別支援学級生徒)について
 - ・ 小学校同様の対応を考え、学校から各家庭に電話連絡したが、希望者はいなかった。